

**令和 7 年度高速道路周遊プランを活用した県内周遊及び観光消費促進業務
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務を行う目的

本業務は、中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」とする。）と連携し、平日を対象とする高速道路を活用した周遊プランを造成することで、平日の観光需要の喚起及び観光客の県内周遊の促進を図り、観光地での消費を促し地域の活性化につなげることを目的とする。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、「令和 7 年度高速道路周遊プランを活用した県内周遊及び観光消費促進業務」を委託すべき業者を選定するために実施する。

3 委託業務の内容（詳細は別添業務仕様書のとおり）

- （1）委託業務名：令和 7 年度高速道路周遊プランを活用した県内周遊及び観光消費促進業務
- （2）委託期間：契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで
- （3）契約上限額：31,868,980 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。なお、共同事業体等複数者からなる組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすとともに、代表となる主体を定めること。また、この場合、同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独での参加はできない。

※最優秀提案者決定後において、提出書類等により上記に該当することが判明した場合、最優秀提案者であっても決定を取り消すことがある。

- （1）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- （3）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- （4）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- （5）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行うこと。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状（第1－2号様式）も提出すること。

イ「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

ウ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

※共同事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを添付すること。

(2) 提出期限

令和7年5月22日（木）12時（必着）

(3) 提出方法

持参、郵便や民間事業者による信書便、または電子メールのいずれかの方法で提出し、持参以外の場合は、送信後提出期限までに電話にて受理を確認すること。

(4) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県観光部観光誘客推進課

電話：059-224-2802 / E-MAIL：kankoyu@pref.mie.lg.jp

6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和7年5月19日（月）12時（必着）

(2) 質問の提出方法

下記提出先まで、持参、または電子メールのいずれかの方法で提出し、持参以外の場合は、送信後電話にて受理を確認すること。

(3) 質問の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県観光部観光誘客推進課

電話：059-224-2802 / E-MAIL：kankoyu@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月20日（火）までに三重県ウェブサイトに掲載する。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行う。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して令和7年6月3日（火）までに通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7（2）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができる。

(2) 提出資料 各10部

ア 企画提案書の概要書

A4版・1頁・文字サイズ10ポイント以上で企画提案書及び費用内訳書の記載内容の要点を1ページにまとめたもの。

イ 企画提案書

- ・原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上で、表紙を含め20ページ以内とすること。
- ・別添業務仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。
ただし、下記の項目については、必ず提案書に記載すること。
【ドライブプランの企画、造成、運営に係る業務及び参画施設募集等の事務局業務】
- ・過去に本委託業務に類似する業務を実施した実績があれば、まとめて簡潔に記載すること。
- ・「平日の観光需要喚起」、「観光客の県内周遊促進」、「観光地での消費促進」の3つの業務目的及びドライブプラン販売数の目安（7,500（2日間6,000、3日間1,500））を達成するため付与する企画及びドライブプランの実施期間。
- ・ドライブプラン参画施設が利用可能施設であることを店頭等に設置し、アピールできる物品等ツールの提案内容。
【ドライブプランのプロモーション】
- ・具体的なプロモーションの内容、実施方法、期間、回数等。
※ドライブプラン実施期間の序盤、中盤、終盤の各段階のドライブプランの利用状況を予測したうえで、それぞれの段階での効果的なプロモーション。
※平日利用促進及び県内5地域（北勢、中南勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州）を周遊させるため想定するターゲット層と具体的な取組内容。
※取組内容に関して、独自のアイデア、オリジナリティを盛り込むこと。
【共通事項】
- ・業務実施スケジュール

・業務実施体制

ウ 費用内訳書（課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。）

（３）提出期間

企画提案コンペ参加資格結果通知日から令和7年6月5日（木）17時まで（必着）

（４）提出方法

持参又は郵便や民間事業者による信書便

※メール及びファクシミリでの提出は出来ない。

※企画提案書を郵便や民間事業者による信書便にて提出する場合は提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

（５）提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県観光部観光誘客推進課
電話：059-224-2802

9 最優秀提案者の選定

（１）企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「令和7年度高速道路周遊プランを活用した県内周遊及び観光消費促進業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する（契約は見積書の提出により行う）。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比60％）未満の提案は失格とする。また、この基準は1者提案となった場合も同様とする。

（２）書面審査の実施

提案者が6者以上となった場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定し、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施する。書類審査が実施された場合、その結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）は、令和7年6月11日（水）17時までに通知する。

（３）プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日（予定）

令和7年6月13日（金）

イ 場所（予定）

三重県庁内会議室

ただし、当委員会が指定するオンライン会議システムを利用して、プレゼンテーションを実施する場合がある。

ウ 時間

提案者ごとに時間を設定のうえ、別途通知する。

エ 説明者

3人までとする。

オ その他

- ・プレゼンテーションは、事前に提出する企画提案書等のみを使用すること。

(4) 審査基準

以下の項目により、審査する。なお、「1 企画性」「2 実現性」の項目については、配点を2倍とする。

1 企画性（比重配点×2）

- ・当該業務の趣旨を十分に踏まえた提案となっているか。
- ・提案内容は、独自のアイデアが盛り込まれ、オリジナリティのあるものとなっているか。

2 実現性（比重配点×2）

- ・提案内容及び期待される効果に実現可能性があるか。
- ・実施可能なスケジュールとなっているか。

3 有効性

- ・提案内容は委託業務の目的に対して、効果が期待できるものとなっているか。

4 実施体制

- ・三重県との連絡体制は十分か。
- ・社内体制及び業務に係る社外組織との連携体制は十分か。
- ・事業を実施するにあたって、十分な人員配置となっているか。
- ・法令遵守・情報管理に必要な体制は十分か。

5 経済合理性

- ・見積額及び積算内訳、根拠は適当か。
- ・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

(5) 審査結果の通知

各提案者に対して令和7年6月16日（月）（予定）までに審査結果を通知する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと）（有料）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書（無料）」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（実績がある場合のみ）

※三重県が指示した日までに提出すること。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

1.2 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.3 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

1.4 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

17 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 提出された全ての書類は返却しない。
- (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 選考経過は公表しない。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けない。

18 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

19 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部観光誘客推進課 南草

電話：059-224-2802 / ファクシミリ：059-224-2801

E-MAIL：kankoyu@pref.mie.lg.jp